

朝霞市条例第7号

朝霞市障害者ふれあいセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例
朝霞市障害者ふれあいセンター設置及び管理条例（平成28年朝霞市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第5条第13項」を「第5条第14項」に改め、同条中第4号及び第5号を削り、同条第6号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とする。

第5条第1項を次のように改める。

センターの利用時間は、午前9時30分から午後4時までとする。

第7条第3号及び第4号を削る。

第10条を次のように改める。

（利用料金）

第10条 利用者（第8条の許可を受けた者をいう。以下同じ。）は、法第29条第3項の規定により算定した費用の額（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした改正前の第2条第4号及び第5号に係る利用申請又は利用許可に限り、施行日の前日をもって取下げし、又は終了したものとみなす。